

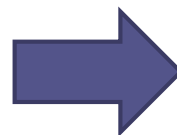
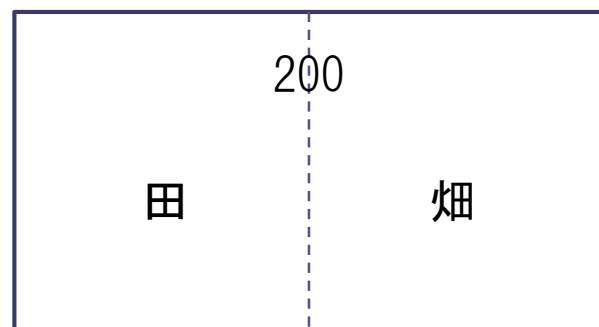
土地の分筆・合筆・地目変更について

現況が土地登記簿や公図と食い違っている場合は、一定の条件内で地籍調査の際、土地の分筆・合筆・地目変更をすることができます。

希望する場合は、現地調査の際、調査員にご相談ください。

○分筆する場合

例：同一地番内で現況の地目が異なっている場合



※登記は一筆であるが、
現況は地目が分かれている。

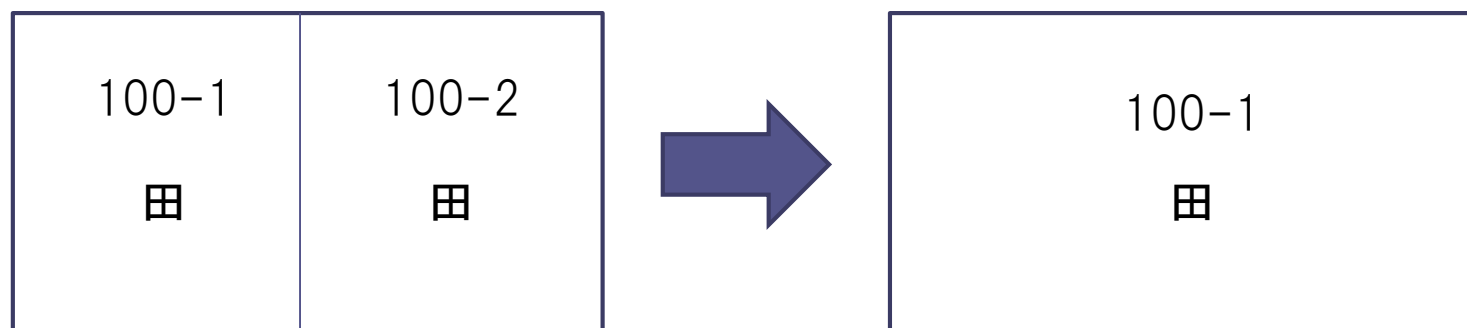
※現況の地目に合わせて分筆

○合筆する場合

土地登記簿では地番が異なるが、現況は一筆になっている場合で次の条件に合致しているときは合筆できます。

◎合筆しようとする土地の所有者及び地目等が同一であること。

◎同一地番区域内において接続していること。



※所有権以外の権利が設定されている場合は、合筆できないときがあります。

○地目変更について

土地登記簿に記載された地目と現況が異なっている場合は、現況に合わせて地目を変更します。

ただし、農地(田、畑)に関する地目変更については、農地法により農業委員会の意見に基づいて処理します。